日本化学会 北海道支部

日本化学会北海道支部奨励賞表彰規定

１．日本化学会北海道支部に「日本化学会北海道支部奨励賞」を置く。

２．「日本化学会北海道支部奨励賞」は日本化学会北海道支部会員のうち化学の基礎および応用に関して優秀な研究業績をあげ、受賞年度の４月１日現在において以下の条件を満たす者に授与する。

①年齢が満４０歳未満

②北海道支部に正会員として在籍した年数が２年以上

３．表彰の件数は、毎年３件以内とする。

４．受賞候補者選考のため、日本化学会北海道支部奨励賞選考委員会を置く。　５．選考委員は当該年度の支部長が、原則　前年支部長および支部役員経験者の中から数名に委嘱する。また、支部長は選考委員長を任命する。

６．日本化学会北海道支部会員は受賞候補者を支部長に推薦あるいは自薦できる。推薦および自薦の受付期間は９月１日から９月 30 日までとする。

７．自薦の提出書類は履歴書、研究概要（A4、２枚）および研究業績目録とする。推薦の場合には上記書類に推薦書を１部添付する。

８．委員会からの推薦により受賞者を第２回幹事会において決定する。

９．表彰は化学系学協会北海道支部冬季研究発表会と同時期に行い、受賞者は受賞講演を行なう。

１０．受賞者には賞状および表彰楯を授与する。

１１．応募資料は応募時に希望がない限り返却することなく、破棄するものとする。

１２．選考委員と応募者が利害関係者となる恐れがあるときは、当該選考委員の申し出に従い、選考委員長が利害関係の有無を判断し、委員の交代を支部長に申し出る。また、選考委員長の場合には、その利害関係の有無を支部長が判断する。

付則 この規定は平成 15 年４月１日より施行する。

（平成 15 年 ２月 18 日 第３回幹事会議決 制定）

（平成 17 年 ２月 22 日 第３回幹事会議決 第１回改訂）

（平成 19 年 11 月 21 日 第２回幹事会議決 第２回改訂）

（平成 22 年 ４月 30 日 第１回幹事会議決 第３回改訂）

（平成 30 年２月７日 第３回幹事会議決 第４回改訂）

（令和 ５年 11 月８日 第２回幹事会議決 第５回改訂）